



質問

マンション管理適正化法における重要事項等説明会の開催案内の掲示について、国不参第80号（R5. 3. 31）で「文書での掲示に加え、デジタルサイネージを活用することも可能である」とされ、ただし書きで「区分所有者等が常時確認できる形で行うこと」としているが、デジタルサイネージを利用して、スライドショーの機能により、当該案内を表示することはできるか。



回答

国不参第80号（R5. 3. 31）において、マンション管理適正化法における重要事項等説明会の開催案内の掲示については、文書での掲示同様に「常に確認ができる形で行うこと」により、デジタルサイネージの活用が可能であることが明確化された。

また、デジタルサイネージを利用して、スライドショーの機能により一時的に他の画面を表示したり、夜間一時的に消灯する等の運用も可能であるが、管理組合と十分な協議が必要である。

【参考】

国不参第80号（R5. 3. 31）

『規則第83条第2項及び第89条第3項に規定する説明会の開催の日時及び場所に関する掲示については、文書での掲示に加え、デジタルサイネージを活用することも可能である。ただし、この場合、規則第83条第2項の掲示は同項の区分所有者等及び管理者等が、規則第89条第3項の掲示は同項の区分所有者等が常時確認できる形で行うこと。』

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。